

## 延岡市景観規則

延岡市都市景観条例施行規則（平成8年規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び延岡市景観条例（平成23年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第8条第1項第2号アの規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 煙突
- (2) 電波塔、鉄塔その他これらに類するもの
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (6) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (7) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (8) 鋳物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎の用途に供する工作物で原動機を使用するもの
- (9) アスファルト、石油、ガス等を原料とする製品の製造を行う施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する工作物
- (11) 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する工作物
- (12) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- (13) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が指定するもの

（完了届）

第3条 条例第11条の規定による届出は、延岡市景観計画区域内行為完了届出書を提出して行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の標識）

第4条 法第21条第2項の標識には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。次項において「省令」という。）第8条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を表示するものとする。

2 法第30条第2項の標識には、省令第13条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を表示するものとする。

3 前2項の標識は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と協議して、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観審議会の会長)

第5条 条例第20条第1項の延岡市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。